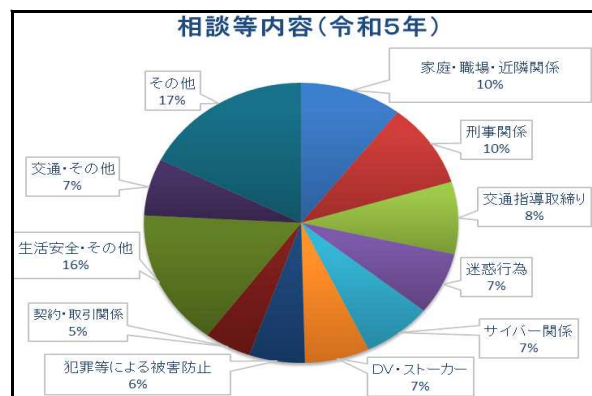
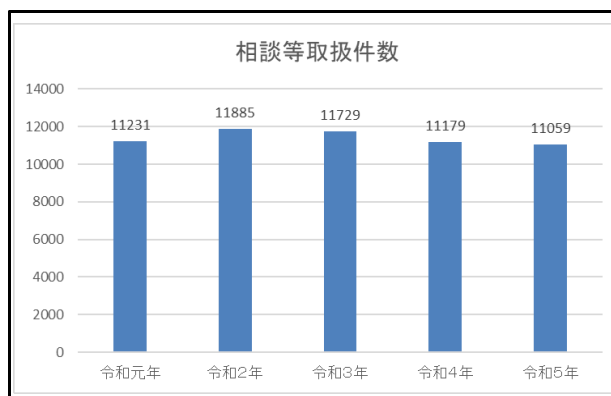


令和 6 年 3 月 14 日
(警務部広報県民課)

相談等取扱いの状況等（令和 5 年中）について

1 相談等取扱いの状況



- 相談等取扱件数については、令和 2 年以降減少傾向にあり、令和 5 年は 11,059 件と、令和 4 年と比較して減少(－1%)した。
- 相談等内容の内訳は、「その他」の相談を除き、多い順に、家庭・職場・近隣関係(10%)、刑事関係(10%)、交通指導取締り関係(8%)であった。
- 相談受理件数の内訳は、警察本部(19%)、警察署では、多い順に、佐賀南警察署(14%)、鳥栖警察署(13%)、唐津警察署(13%)となっている。

2 相談等にかかる各種取組等

(1) 職員の相談対応能力向上に関する取組の推進

ア 警察への相談内容は複雑多岐にわたり、民事上のトラブル等の相談が多く寄せられている現状から、民間の紛争解決サービスである「かいけつサポート」(法務大臣認証)を取り扱う佐賀県司法書士会の講師を招へいし、司法書士取扱いの法律相談等に関する講演会を実施した。

(注) 「かいけつサポート」は、民事上の様々なトラブルに対し、法務大臣が認証した民間事業者が裁判以外の方法で解決を図るサービスで、佐賀県では佐賀県司法書士会、佐賀県社会保険労務士会の 2 機関。

イ 接遇マナーに詳しい部外講師を招へいし、県民の視点に立った警察職員の行政サービス向上を目的とした講演会を実施し、職員の相談対応能力の向上を図った。

(2) 受理担当者の負担軽減方策の推進

ア 各所属の相談業務担当者を招致し、相談を受理する際の各係との連携や、相談受理者の負担軽減策などについて意見交換会を実施した。

イ 複雑多岐にわたる相談に対応することは相当の業務負担が考えられるところ、職員の士気高揚を目的として、相談等対応に功労のあった者に対し賞揚を実施した。

(3) 警察本部幹部による巡回指導

警察本部幹部による警察署の巡回や監察により、警察署の相談等取扱票等の作成状況等について、定期的な確認を継続して実施した。